

事 務 連 絡  
令和5年6月12日

各都道府県・指定都市教育委員会高校教育主管課  
各都道府県私立学校事務担当課  
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）  
を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
地方公共団体株式会社立学校事務担当課

文化庁著作権課

高等学校「公共」「情報Ⅰ」対応教材  
「みんなで考えよう！著作権と海賊版」の周知について

文化審議会著作権分科会による「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について 第一次答申」（令和5年2月）においては、「デジタル化、ネットワーク化の進展と高機能端末の普及の影響で、著作権侵害といった犯罪がより身近になる中、国内外の特に若年層に対して、わかりやすく著作権保護に対する知識と理解を深められる普及啓発活動を、官民連携して進めていく必要がある」とされております。

新学習指導要領（平成29・30年告示）においては、著作権や知的財産に関する内容の充実が図られたところですが、この度、「公共」及び「情報Ⅰ」の科目で御活用いただける教材（「みんなで考えよう！著作権と海賊版」）を作成いたしました。本教材は海賊版の問題をわかりやすく解説した動画、教員向けの学習指導案、学習指導案に対応したワークシート等で構成されております。各位におかれては、教材の御活用に御配慮いただくようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を除く域内の高等学校等を設置する市町村教育委員会及び所管の高等学校等に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対し、各都道府県及び構造改革特別特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の高等学校等及び高等学校等を設置する学校法人に対し、附属学校を置く国立大学法人におかれては、附属の高等学校等に対し、このことについて周知いただくようお願いいたします。

**【教材掲載先】**

インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト 教材ページ  
(リンク)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/teachingMaterials.html>

(QR コード)



**【本件問い合わせ先】**

文化庁著作権課国際著作権室 (村上、藤原)

TEL 03-5253-4111 (内線 3164)

E-mail [kokuchosaku@mext.go.jp](mailto:kokuchosaku@mext.go.jp)